地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の５第１項若しくは第２項又は令和６年改正前の措法（以下「旧措法」といいます。）第10条の５第１項若しくは第２項の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の５」と記載してください。

１　記載要領

⑴　「⑳」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※１）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{ｉ＋ⅱ（※２）}}$$

ｉ…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ⅱ…総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の４）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の５の３）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の６）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※２　上記の算式中の分母の「ｉ＋ⅱ」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

⑵　「㉖」欄は、措法第10条の４の２第３項《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除》の適用を受ける場合、「⑳－㉑」とあるのは、「⑳－㉑－**『地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』**の「⑭」」として記載します。

⑶　「㉒」欄及び「㉘」欄には、それぞれ**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑫」欄及び「⑬」欄のＢの金額を記載します。

⑷　「㊱」の各欄は、旧措法第10条の５第３項第15号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各年ごとに、同号に規定する証明がされた数を記載します。

⑸　「㊲」及び「㊳」の各欄は、措法第10条の５第３項第16号に規定する基準日以後に終了する各年ごとに、同号イ及びロに規定する証明がされた数をそれぞれ記載します。

⑹　「㊱」から「㊳」までの各欄の内書には、⑷及び⑸により記載した数のうち措法第10条の５第２項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第３項第１号に規定する特定業務施設に係る数を記載します。

⑺　⑷から⑹までにより記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

措法第10条の５、旧措法第10条の５、令和６年改正法附則25